

《園庭開放実施園》

園 名	電 話	曜 日	時 間
港認定こども園	28-2107	毎週水・金曜日	9:30～11:00
八条認定こども園	22-3960		
西保育園	23-0018		
竹野認定こども園	47-0153		
森本へき地保育園	48-0300		
合橋認定こども園	54-0105	毎週月～土曜日	9:00～11:00
高橋認定こども園	55-0405		
資母認定こども園	56-0245		
豊陵保育園	23-2772	毎週水・金曜日	9:30～11:00
おもしろたのしみえこども園	24-0462	毎週月～土曜日	9:00～15:00
チャイルドハウス保育園	29-3900	毎週土曜日	9:30～11:45
テラスハウス保育園	23-7799	毎週土曜日	9:30～11:45
こうのとりの認定こども園	22-6360	第2・4土曜日 ※変更の場合あり	9:30～11:00
城崎こども園	32-2269	毎週土曜日	9:30～14:00
こくふこども園	42-1717	毎週水・金曜日	9:00～11:30
八代保育園	42-1731		
蓼川保育園	42-0169		
蓼川第二保育園	42-1122		
静修保育園	42-1056		
みかたの森こども園	44-0610	毎週火・水・金曜日	9:00～11:30
きよたき認定こども園	45-0450	毎週水・金曜日	9:00～11:30
出石愛育園	52-2137	毎週月～土曜日	9:30～11:30
小坂保育園	53-2700		

▼期間 平成28年3月(祝)

幼保運営係 ☎ 22-4452

保育園と認定こども園で、園庭を開放しています。親子で遊具で遊んだり、砂遊びなどをして楽しい時間を過ごしませんか。

保育園と認定こども園で、園庭を開放しています。

▼その他 保護者の付き添いが必要▽事前申込み不要

《問合せ》各保育園・認定こども園またはこども育成課

保育園・認定こども園の園庭を開放

親子で過ごす楽しい時間



《公開保育実施保育園》

園 名	電 話	曜 日
港認定こども園	28-2107	第2水曜日 ※8月は第1水曜日
八条認定こども園	22-3960	
西保育園	23-0018	
竹野認定こども園	47-0153	
森本へき地保育園	48-0300	
合橋認定こども園	54-0105	第3火曜日
高橋認定こども園	55-0405	第3金曜日
資母認定こども園	56-0245	第3木曜日
豊陵保育園	23-2772	第2水曜日
こうのとりの認定こども園	22-6360	火・金曜日 ※変更の場合あり

公開保育

季節の行事で遊ぼう！

公開保育を行っています。季節の行事なども取り入れて活動します。子育ての悩みなどを相談する「子育て相談コーナー」もありますので、お気軽にお越しください。

▼申込み 不要。当日、各園に直接来園。駐車場が少ないため、自転車または徒歩で来園してください。

《問合せ》各保育園・認定こども園またはこども育成課 幼保運営係 ☎ 22-4452

▼時間 午前9時30分～11時
▼期間 平成28年2月 ※豊陵保育園は8月を除く
▼対象 在宅の0～5歳の児童と保護者
▼持ち物 上履き、帽子、着替え、水筒など



現況届、所得状況届を提出してください

(児童扶養手当・重度心身障害者(児)介護手当の現況届、特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当の所得状況届)

児童扶養手当等を受給している方(所得制限で支給停止の方を含む)は所得状況届または現況届を提出してください。該当者には必要書類を送付します。

この届出で、8月分以降の受給資格を確認します。提出がないと8月分以降の手当が支給できません。

なお、所得が限度額を超えるため、手当の支給停止が予想される場合も届出は必要です。



提出期間

- 児童扶養手当と特別児童扶養手当 8月11日(火)～21日(金)
- 右記以外 8月11日(火)～31日(月)
- 提出先 社会福祉課または各振興局市民福祉課

対象者

●児童扶養手当 父母の離婚などで、父または母と生計を共にできない18歳未満の児童(20歳未満で心身に中度以上の障害がある児童を含む)を養育している父もしくは母、または父母に代わって児童を養育している方。ただし、所得制限があります。

●特別児童扶養手当 20歳未満で身体または精神に障害のある児童を養育している父もしくは母、または父母に代わって児童を養育している方。ただし、所得制限があります。

※右記2手当は児童が福祉施設に入所している場合は対象外
●重度心身障害者(児)介護手当 65歳未満の重度障害者を在宅で介護しており、障害福祉サー

ビス・介護保険サービスを利用していない市町民税非課税世帯の方
※施設に入所または長期入院(児童は除く)している方は対象外。支給対象となるには障害の程度、所得制限等条件があります。詳細は問い合わせてください。



●特別障害者手当 日常生活において常時特別の介護が必要な最重度の障害者で20歳以上の在宅の方
●障害児福祉手当 日常生活において常時の介護を必要とする20歳未満の在宅の方
《問合せ》

児童扶養手当：社会福祉課 生活支援係 ☎24-7031
その他の手当：社会福祉課 障害福祉係 ☎24-7033

あなたの健康づくりが

子どもたちの笑顔に

「平成26年度健康ポイント制度」寄付の使途を報告します

市民一人一人の健康づくりや環境行動のためのポイントは、運動施設や温泉施設の利用券に交換できるほか、保育園や小・中学校などに寄付することができま

す。平成26年度は、741人か

ら合計877万7210ポイントの寄付の申請がありました。10ポイント1円で換算し、報償金として指定の施設に贈呈しました。

各施設の活用事例は、ホームページで紹介しています(図書購入、花いっぱい運動、各種ボール購入、健康・歯科指導など)。

あなたの健康づくりが子どもたちの笑顔につながる健康・環境ポイント制度。あなたも参加してみませんか?

《問合せ》健康増進課健康まちづくり推進室 ☎21-9095



▲ボール遊びを楽しむ子どもたち(左：資母認定こども園、右：田鶴野小学校)



▲花いっぱい運動(ひかり幼稚園)